

一級
二級
木造
建築士事務所登録申請書
(第一面)

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないで下さい。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

※ 手数料欄
(現金)一級 16,000 円
二級 11,000 円
木造 11,000 円

一級

二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

木造

令和6年 1月 1日 登録申請者氏名又は
法人の名称及び 管理 次郎
代表者の役職・氏名神奈川県指定事務所登録機関
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	名称	かんりじろう いっきゅうけんちくしじむしょ 管理次郎 一級建築士事務所			
	所在地	〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12 ○○マンション 203 電話 (045) 228 - 0755 FAX (045) 212 - 3807			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	(一級) 建築士事務所			
登録申請者	個人であるとき	氏名	かんり じろう 管理 次郎	建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
		住所	〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12 ○○マンション 203		
	法人であるとき	名称	登録申請者の自宅住所を記入してください		
		事務所所在地 (登記上の本店)	〒		
建築士事務所を 管理する建築士	氏名	かんり じろう 管理 次郎	建築士 登録番号	123456	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築 士又は木造建築士の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 令和 23年 11月 27日	修了証番号	000G-00000Y	
現登録年月日 及び登録番号		令和 年 月 日 神奈川県知事登録 第 号	※ 審査		
新規 更新 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号	令和 年 月 日 神奈川県知事登録 第 号			

(第二面)

所属建築士名簿

〔記入注意〕 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に
レを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	建築士 登録番号	登録を受け た都道府県 名(二級建築 士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建築 士又は設備設計一 級建築士である場 合にあつては、その 旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
かんり じろう 管理 次郎	一級建築士	123456		構造設計一級建築士	111

管理建築士を含め、事務所に所属し、業務を行う建築士について全員記載をしてください。
※所属建築士が一級建築士、二級建築士又は木造建築士の複数資格を保持している場合、
「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」欄に開設者がその建築士に行わせようとする業務範囲を定め、それに適した建築士の資格を1つ記載してください。

(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	計	1名	一級建築士	1名
			二級建築士	名
			木造建築士	名
			構造設計一級建築士	1名
			設備設計一級建築士	名

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名		役名	生年月日			
	男		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
個人登録申請の場合は提出の必要はありません。						
	女		昭和・平成			
	男		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	女		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	男		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	女		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	男		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	女		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	男		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
	女		明治・大正	年	月	日
	・		昭和・平成			
(備考)						
別紙 有 <input type="checkbox"/>						
無 <input type="checkbox"/>						

略 歴 書

（登録申請者）

（管理建築士）

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	管理 次郎		生年月日	昭和 50 年 12 月 21 日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>		建築士登録番号	123456
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退 の別
	平成 9 年 3 月 31 日	□□工業大学工学部建築学科		卒業
職 歴	期 間	勤 務 先		地位・職名
	年 月～年 月			
	平成 27 年 6 月～ 現在	自営		
	平成 20 年 9 月～ 平成 27 年 5 月	ショウナン・アーキテクト株式会社		管理建築士
	平成 15 年 4 月～ 平成 20 年 8 月	ショウナン・アーキテクト株式会社		所員
平成 9 年 4 月～ 平成 15 年 3 月	相模建築設計事務所		所員	

全ての項目について省略せずに記載をしてください。
 職歴欄は、現在の職歴を先頭とし、記載をしてください。
 過去の職歴については、入社年月及び退社年月を必ずご記入ください。

略 歴 書

（登録申請者）
（管理建築士）

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		生年月日	
	一級建築士 <input type="checkbox"/>	建築士登録番号	

登録申請者と管理建築士が異なる場合にはそれぞれの方の略歴書を作成してください

学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退 の別
職 歴	期 間	勤務先	地位・職名
	年 月～年 月		

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 6年 1月 1日

登録申請者氏名又は
は法人名称及び代
表者の役職・氏名 管理 次郎

神奈川県指定事務所登録機関
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所についての登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入して下さい。